

《住所の記載される証明書等の交付制限》

暴力行為等の加害者からの住所探索を防止します！

～『住民基本台帳法上の支援措置』をご利用ください～

DV（配偶者からの暴力）及びストーカー行為等の被害者の住民票の写しや戸籍の附票の写しは、被害者からの申出により、警察や女性相談所などの公的機関に状況を確認のうえ、交付制限を行っております。DVやストーカー行為等以外（親子・兄弟間など）の被害者についても、交付制限を行うことができます。

下記の証明書等について請求があった場合、請求者の厳格な本人確認や請求理由の確認を行います。確認が取れない場合や加害者からの請求には、交付を拒否する等により、被害者の保護を図ります。

【交付制限対象証明書等】

- ・住民票の写し（除票を含む）
- ・戸籍の附票（除票を含む）
- ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧

戸籍謄抄本には交付制限の対象外です。（本籍のみ記載され現住所は記載されません。）

⇒離婚後などに、本籍を知られたくない現住所と同一地番に移すと、加害者から現住所を推測されてしまいます。

受付場所・時間

市役所 市民課（1階） 午前8時30分から午後5時15分まで

【地域自治センター・地区市民センター・出張所・事務所では受付していません】

※事前に警察署や女性相談所等に相談してからおいでください。

申請できる人

原則として被害者本人（未成年者の場合は法定代理人になりますが、代理人の場合、添付書類等が必要となりますのでご相談ください）

《被害者とは》

- ・配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力の被害者
- ・ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者

【その他の対象者（平成21年11月1日から）】

- ・上記以外の者で、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けている被害者（子・兄弟などの親族、その他の者からの被害）

支援期間

申請翌日から1年間（延長可） ※期限が切れる前に通知いたします。

手続きに必要なもの

- ・住民基本台帳事務における支援措置申出書「別紙」
- ・本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード 等）

【お問合せ】

宇都宮市

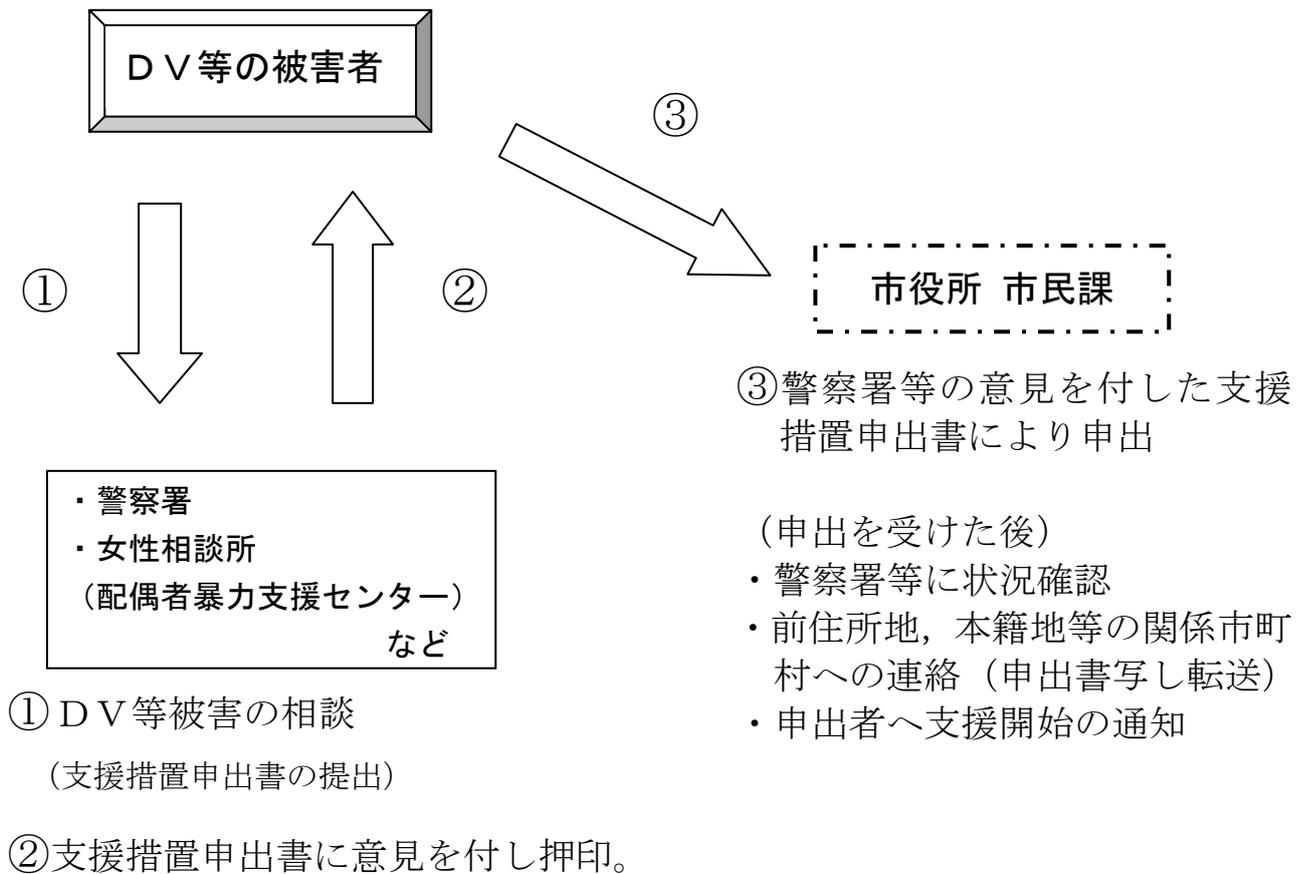
市民課 証明グループ

☎028-632-2267

その他

支援措置を実施すると、ご本人であっても印鑑登録証明を含めて自動交付機が利用できなくなります。住民票・印鑑登録証明・戸籍関係証明をお取りになる場合は、市民課または地区市民センター等にご本人が免許証等を持ってお越しください。市民課窓口の業務時間内のみお取りいただけます。（バンバ出張所での土日祝日は不可。）

「住民基本台帳法上の支援措置」の手続きの流れ



【主な相談機関】

名 称	電話番号
宇都宮中央警察署（生活安全課）	(623) 0110
宇都宮東警察署（生活安全課）	(662) 0110
宇都宮南警察署（生活安全課）	(653) 0110
栃木県中央児童相談所	(665) 7830
とちぎ男女共同参画センター パルティ相談ルーム (配偶者暴力相談支援センター)	(665) 8720
宇都宮市女性相談所 (宇都宮市配偶者暴力相談支援センター)	(635) 7751
宇都宮市社会福祉事務所 生活福祉課	(632) 2377
高齡福祉課	(632) 2356~2358
障がい福祉課	(632) 2366
子ども家庭課	(632) 2788
宇都宮市保健所 保健予防課	(626) 1114